

掛金・負担金率表 (対給料月額用)

平成20年9月1日

(単位：千分率)

組合員種別	内訳	短期			介護			長期		
		掛金	負担金		掛金	負担金		掛金	負担金	
			地方公共団体	派遣先団体 職員団体 共済組合 公立大学法人		地方公共団体	派遣先団体 職員団体 共済組合 公立大学法人		地方公共団体	派遣先団体 職員団体 共済組合 公立大学法人
一般	短期 育児・介護公的負担 福祉	38.65 37.00 1.65	38.95 37.00 1.95		介護 4.11	4.11		長期 92.50	120.75 92.50 27.875	
船員	短期 育児・介護公的負担 福祉	31.15 29.50 1.65	53.95 52.00 1.95		介護 4.11	4.11		長期 92.50	120.75 92.50 27.875	
無給休職者	短期 育児・介護公的負担 福祉	38.65 37.00 1.65	38.95 37.00 1.95		介護 4.11	4.11		長期 92.50	120.75 92.50 27.875	
派遣職員	短期 育児・介護公的負担 福祉	38.65 37.00 1.65	0.30 37.00 1.65	38.65	介護 4.11		4.11	長期 92.50	27.875 92.50 27.875	92.875
退職派遣者	短期 育児・介護公的負担 福祉							長期 92.50	27.875	92.875
職員団体専従職員	短期 育児・介護公的負担 福祉	38.65 37.00 1.65	0.30 37.00 1.65	38.65	介護 4.11		4.11	長期 92.50	27.875	92.50
公立大学法人職員	短期 育児・介護公的負担 福祉	38.65 37.00 1.65		38.65	介護 4.11		4.11	長期 92.50		120.75
共済組合職員	短期 育児・介護公的負担 福祉	38.65 37.00 1.65		38.65	介護 4.11		4.11	長期 92.50		92.875
特別職・教育長	短期 育児・介護公的負担 福祉	30.92 29.60 1.32	31.16 29.60 1.56		介護 3.29	3.29		長期 74.00	96.60 74.00 22.30	

※長寿医療（後期高齢者医療）制度の被保険者とされる組合員については、短期給付に係る掛金・負担金の給料に対する割合は各々2.01、期末手当等に対する割合は1.61（千分率）。（長寿医療（後期高齢者）医療制度の被保険者とされる特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに1.61）

○給料月額の最高限度額 (単位：円)

	短期・介護	長期
一般職	968,000	496,000
特別職	1,210,000	620,000

○追加費用負担金率 (千分率)

	義務	非義務
	111.8	70.5

○給料月額の最低限度額 (単位：円)

	短期・介護・長期
一般職	79,000
特別職	98,000

掛金・負担金率表 (対期末手当等額用)

平成20年9月1日

(単位：千分率)

組合員種別	内訳	短期			介護			長期		
		掛金	負担金		掛金	負担金		掛金	負担金	
			地方公共団体	派遣先団体 職員団体 共済組合 公立大学法人		地方公共団体	派遣先団体 職員団体 共済組合 公立大学法人		地方公共団体	派遣先団体 職員団体 共済組合 公立大学法人
一般	短期 育児・介護公的負担 福祉	30.92 29.60 1.32	31.16 29.60 1.32		介護 3.29	3.29		長期 74.00	96.60 74.00 22.30	
船員	短期 育児・介護公的負担 福祉	24.92 23.60 1.32	43.16 41.60 1.32		介護 3.29	3.29		長期 74.00	96.60 74.00 22.30	
無給休職者	短期 育児・介護公的負担 福祉	30.92 29.60 1.32	31.16 29.60 1.32		介護 3.29	3.29		長期 74.00	96.60 74.00 22.30	
派遣職員	短期 育児・介護公的負担 福祉	30.92 29.60 1.32	0.24 0.24	30.92 29.60 1.32	介護 3.29		3.29	長期 74.00	22.30 22.30	74.30 74.00 0.30
退職派遣者	短期 育児・介護公的負担 福祉							長期 74.00	22.30 22.30	74.30 74.00 0.30
職員団体専従職員	短期 育児・介護公的負担 福祉	30.92 29.60 1.32	0.24 0.24	30.92 29.60 1.32	介護 3.29		3.29	長期 74.00	22.30 22.30	74.00 74.00
公立大学法人職員	短期 育児・介護公的負担 福祉	30.92 29.60 1.32		30.92 29.60 1.32	介護 3.29		3.29	長期 74.00		96.60 74.00 22.30
共済組合職員	短期 育児・介護公的負担 福祉	30.92 29.60 1.32		30.92 29.60 1.32	介護 3.29		3.29	長期 74.00		74.30 74.00 0.30
特別職・教育長	短期 育児・介護公的負担 福祉	30.92 29.60 1.32	31.16 29.60 1.32		介護 3.29	3.29		長期 74.00	96.60 74.00 22.30	

※長寿医療（後期高齢者医療）制度の被保険者とされる組合員については、短期給付に係る掛金・負担金の給料に対する割合は各々2.01、期末手当等に対する割合は1.61（千分率）。（長寿医療（後期高齢者医療）制度の被保険者とされる特別職・組合役員については対給料・対期末手当等ともに1.61）

[注] ・期末手当等額については、その月に支給される期末手当等の合計額を千円未満切り捨てた額を基礎額とする。
・短期・介護の期末手当等額に係る最高限度額は、年度の累計額により算定する。

○期末手当等の最高限度額

※短期・介護	長期
5,400,000	1,500,000